

退職等年金給付(年金払い退職給付)について

平成27年10月1日から被用者年金制度が一元化されたことに伴い、共済年金の職域年金相当部分については廃止となりましたが、平成27年10月以降の組合員期間については、新たな公務員制度として退職等年金給付が創設され、退職年金(終身退職年金・有期退職年金)が共済組合から支給されます。

退職等年金給付(年金払い退職給付)の種類

- 1 退職年金**：退職し65歳に達した時、または65歳に達した日以降退職した時に、給付算定基礎額残高の半分は有期年金、半分は終身年金として支給。
- 2 公務障害年金**：平成27年10月以降に初診日がある公務傷病により障害等級1級～3級程度の障害になった場合に支給。
- 3 公務遺族年金**：平成27年10月以降に公務傷病により死亡した場合、遺族に支給。

※1 退職年金のイメージ

- 半分は有期退職年金(基本20年有期、10年有期または一時金も選択可)
- 半分は終身退職年金

有期退職年金(20年)

※10年有期または一時金も選択可

終身退職年金

退職等年金給付(年金払い退職給付)の積立と給付の関係

「退職等年金給付(年金払い退職給付)」は、将来の給付に必要な原資を組合員ごとにあらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」による給付です。組合員ごとに仮想の個人勘定を設定し、各月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に「付与率(現在1.5%)」を乗じて得た付与額を基準利率に基づく利子とともに毎月積み立てます。これを累積した「給付算定基礎額」が退職等年金給付(年金払い退職給付)の原資となります。

※毎年6月頃、「給付算定基礎額残高通知書」を送付します。

給付算定基礎額の積立のイメージ

(当月付与額および基準利率)

- 当月付与額 = 標準報酬月額および標準期末手当等の額 × 付与率(現在1.5%)
- 基準利率：現在0.06% (※ 複利計算)

